

記入日 年 月 日

(木材利用ポイント事業 審査事務局宛て)

木材利用ポイント交付申請書 [東京ゼロエミ住宅の新築等、新築等]

東京都が定める木材利用ポイント事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に同意のうえ、同要綱第11条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

氏名	ふりがな		電話番号	
			携帯番号	
			メールアドレス	
住所	〒			

2 住宅工事業者

法人名		代表者職・氏名	
所在地	〒		
担当部署名		電話番号	
担当者氏名		メールアドレス	

3 手続代行者(申請に係る手続きを代行者に依頼する場合に記入してください。)

法人名		担当者氏名	
		電話番号	
メールアドレス			

4 確認事項 ※下記事項については、手引き等を確認し理解した上で□に✓を記入すること。

・建主と対象住宅の住所(地番)は工事請負契約書又は売買契約書で確認することを理解している。	□
・工事完了日は建築基準法に基づく検査証の発行日より確認することを理解している。	□
・対象住宅の住所(地番)は都内であり、かつ交付申請以降、住所(地番)の変更はできないことを理解している。	□
・申請者は、対象住宅の建主と同一である。また、交付申請以降、申請者の変更はできないことを理解している。	□

5 申請ポイント ※東京ゼロエミ住宅認証取得については、【有】・【無】いずれかに○をすること。

		(使用材積合計)※		(申請ポイント数)		
東京ゼロエミ住宅認証を取得しているか	【有】	多摩産材*使用分	120,000	ポイント ×	m ³ =	ポイント
		国産木材使用分	15,000	ポイント ×	m ³ =	ポイント
	【無】	多摩産材*使用分	80,000	ポイント ×	m ³ =	ポイント
		国産木材使用分	10,000	ポイント ×	m ³ =	ポイント

※別記第2号様式に記載した多摩産材及び国産木材の使用材積と合わせること。

*様式に記載の全ての「多摩産材」は、実施要綱第3条記載の「認証製材」のことである。

6 対象住宅における特定工事の有無

対象住宅において実施要綱別紙2に規定する特定工事を実施している。	はい・いいえ いずれかに○をすること
----------------------------------	-----------------------

記入日 年 月 日

住宅工事業者 郵便番号

所在地

法人名

代表者職・氏名

印

住宅工事証明書

下記のとおり、木材利用ポイントの交付申請[新築等]に係る対象住宅の工事を行ったことを証明します。

記

第1 対象住宅の住所(地番)

--

第2 対象住宅の建主の氏名

--

第3 使用木材の材積

多摩産材の材積 ※小数点以下切捨て		m ³
国産木材の材積 ※小数点以下切捨て		m ³

木材納品証明書(多摩産材) 供給業者名

多-①	
多-②	
多-③	
多-④	
多-⑤	

木材納品証明書(国産木材) 供給業者名

国-①	
国-②	
国-③	
国-④	
国-⑤	

第4 特定工事の実施 ※対象住宅の内装に施したものの口に✓を記入すること。

	指定資材	技能士資格	製作した事業者名
<input type="checkbox"/>	塗り壁	左官技能士	
<input type="checkbox"/>	木製建具	建具製作技能士	
<input type="checkbox"/>	畳	畳製作技能士	

記入日	年	月	日
-----	---	---	---

(木材利用ポイント事業 審査事務局宛て)

木材利用ポイント交付申請書[内装木質化]

東京都が定める木材利用ポイント事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に同意のうえ、同要綱第11条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

氏名	ふりがな		電話番号	
			携帯番号	
			メールアドレス	
住所	〒			

2 住宅工事業者

法人名		代表者職・氏名	
所在地	〒		
担当部署名		電話番号	
担当者氏名		メールアドレス	

3 手続代行者 (申請に係る手続きを代行者に依頼する場合に記入してください。)

法人名		担当者氏名	
		電話番号	
メールアドレス			

4 確認事項 ※下記事項については、手引き等を確認し理解した上で□に✓を記入すること。

・施主と対象住宅の住所(地番)は工事請負契約書で確認することを理解している。	<input type="checkbox"/>
・対象住宅の住所(地番)は都内であり、かつ交付申請以降、住所(地番)の変更はできないことを理解している。	<input type="checkbox"/>
・申請者は、対象住宅の内装木質化の施主と同一である。また、交付申請以降、申請者の変更はできないことを理解している。	<input type="checkbox"/>

5 申請ポイント

※都等の補助金の交付を受けたリフォーム住宅か否かについて、【はい】・【いいえ】いずれかに○をすること。

(床、壁又は天井の室内に面する部分への使用面積)※ (申請ポイント数)

都等の補助金の交付を受けてリフォームした住宅か	【はい】	多摩産材*使用分	4,500	ポイント ×		m ² =		ポイント
		国産木材使用分	3,000	ポイント ×		m ² =		ポイント
	【いいえ】	多摩産材*使用分	3,000	ポイント ×		m ² =		ポイント
		国産木材使用分	2,000	ポイント ×		m ² =		ポイント

※別記第4号様式に記載した多摩産材及び国産木材の各使用面積計の小数点以下を切捨てた数値を記載すること。

*様式に記載の全ての「多摩産材」は、実施要綱第3条記載の「認証製材」のことである。

6 対象住宅における特定工事の有無

対象住宅において実施要綱別紙2に規定する特定工事を実施している。	はい・いいえ いずれかに○をすること
----------------------------------	-----------------------

供給業者 郵便番号
所在地
法人名
代表者職・氏名
電話番号

印

木材納品証明書(多摩産材)

以下のとおり、木材利用ポイントの交付申請に係る対象住宅の新築等又は内装木質化において多摩産材を供給したことを証明します。

第1 供給先の対象住宅の住所(地番)

第2 対象住宅の住宅工事業者

法人名		代表者氏名	
-----	--	-------	--

第3 納品した多摩産材の材積

樹種	断面寸法 (mm)			数量 (本、枚など) 【D】	単材積 (m ³) 【E=A*B*C /1000000000】	材積 (m ³) 【D*E】
	厚【A】	巾【B】	長さ【C】			
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
合計(m ³)						0.0000

(注1) 納品書等で確認できる場合は、当該書類の写しを提出することにより、第3の表の記載を省略することができる。
 (注2) 供給業者が多摩産材認証協議会の登録事業者以外の場合は、登録事業者から多摩産材を納入したことが確認できる書類を添付すること。
 (注3) 木質材料を供給した場合は、「樹種」欄に製品名を記載し、当該材料の材積の半分以上を多摩産材が占めることを示す書類を添付すること。

交付要件等確認書兼誓約書

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長 殿

私は、東京都が定める木材利用ポイント事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第11条の規定に基づきポイントの交付を申請するに当たり、以下の内容について、誓約します。

年	月	日
---	---	---

申請者氏名 (自署)	
住所 (交付申請書に記載した住所)	

1. ポイント交付の申請について

実施要綱第11条の規定に基づき提出する申請書及び添付書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽、不正の記述を行わない。申請の内容に虚偽、不正の記述をした場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行う。

木材利用ポイント交付要綱(以下「交付要綱」という。)第21条の規定によりポイント交付の決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第22条に規定する贈呈品の返還又は金銭の納付を請求されたときは、これに異議なく応じる。

2. 暴力団排除に関する誓約

申請者が実施要綱第10条各号に該当せず、将来にわたっても該当しないよう法令等を遵守する。

東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため警視庁へ照会がなされることを了承する。

※この誓約書における「暴力団員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3. 個人情報の利用目的について

本事業における個人情報の利用目的について理解し、了解する。

4. 交付申請について

本事業の実施要綱、交付要綱、ポイント申請の手引き、よくある質問と回答、ホームページ等を確認し、内容や注意事項等を全て理解したうえで申請する。

提出された申請書を審査事務局が審査した結果、ポイントの交付対象にならない場合があることを理解し、了承する。

ポイント交付数の上限について理解し、了承する。

提出する申請書および添付書類は返却されないことを理解し、了承する。

5. 現地調査及びアンケートの協力について

審査事務局がポイント交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。

ポイント保有者となった際に、交換事務局が行うアンケートに協力する。

6. 手続代行者について(手続代行者に依頼する場合のみ)

申請者及び手続代行者はお互いに連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努める。

審査事務局が発行する各種書類が、申請者へ通知されたことを手続代行者へも連絡する場合があることを理解し、了承する。

手続代行に関する誓約書

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長 殿

私は、東京都が定める木材利用ポイント事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第11条第3項の規定に基づきポイントの交付申請を代行するに当たり、以下の内容について、誓約します。

	年		月		日
--	---	--	---	--	---

手続代行者

法人名		代表者職・氏名		印
所在地				

手続の代行を依頼した申請者

氏名	
住所	

1. ポイント交付の申請について

実施要綱第11条の規定に基づき提出する申請書及び添付書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽、不正の記述を行わない。申請の内容に虚偽、不正の記述をした場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行う。
本事業の実施要綱、木材利用ポイント交付要綱(以下「交付要綱」という。)、ポイント申請の手引き、よくある質問と回答、ホームページ等を確認し、内容や注意事項等を全て理解したうえで審査事務局に必要な申請書類を提出する。
申請者へ本事業の内容を説明し、かつ申請者の意思を確認したうえで申請を行う。
提出された申請書を審査事務局が審査した結果、ポイントの交付対象にならない場合があることを理解し、申請者に周知したうえで申請を行う。
申請者と連携を図り、事業を円滑に推進できるよう努める。
手続代行者が行う手続きについての調査により、手続代行者が実施要綱等の規定に従って手続きを遂行していないと認められ、代行の停止を求められたときは、これに異議なく応じる。

2. 暴力団排除に関する誓約

手続代行者は、暴力団員等に該当せず、将来にわたっても該当しないよう法令等を遵守する。
東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることを了承する。
※この誓約書における「暴力団員等」とは、次に掲げる者をいう。 <ul style="list-style-type: none">・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者・暴力団員を雇用している者・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

事業者	郵便番号	
	所在地	
	法人名	
	代表者職・氏名	印
	電話番号	

特定工事証明書

以下のとおり、木材利用ポイントの交付申請に係る対象住宅において特定工事を実施したことを証明します。

第1 対象住宅の住所(地番)

--

第2 対象住宅の住宅工事業者

法人名		代表者氏名	
-----	--	-------	--

第3 特定工事を製作した技能士

氏名		技能士番号	
----	--	-------	--

(注1) 上記の者が技能士資格者であることを証明する書類の写しを添付すること

(注2) 上記の者と事業者の雇用関係が確認できる書類を添付すること

第4 使用した指定資材の種類

例)しっくい、珪藻土、木製ドア、障子、い草畳、和紙畳 など

(注3) 上記の指定資材を用いた対象住宅の内装の完成写真を添付すること